

平成 25 年 7 月 1 日

株式会社三井住友銀行
SMB C 日興証券株式会社

SMB C ファンドラップの商品性改定について

株式会社三井住友銀行（頭取：國部 毅、以下「三井住友銀行」）及び SMB C 日興証券株式会社（代表取締役社長：久保 哲也、以下「SMB C 日興証券」）は、三井住友銀行がお客さまにご案内する SMB C 日興証券の投資一任運用サービス「SMB C ファンドラップ」について、より多くのお客さまの資産運用ニーズにお応えするため、平成 25 年 7 月 1 日（月）より商品性の改定を行うことといたしました。

三井住友銀行は、「資産運用に関して、検討するまとまった時間が確保できない」「信頼のおけるプロフェッショナルに任せたい」「運用目的に応じた資産配分をしたい」といった運用ニーズにお応えする為、これまで、専門のポートフォリオ・マネージャーが、お客さまの投資性向・リスク許容度等を踏まえてポートフォリオを組成・運用を行い、四半期毎に運用報告書等をお送りするという、包括的な投資一任運用サービスとして、「SMB C ファンドラップ」を提供してまいりました。

この「SMB C ファンドラップ」は、当初ご契約可能金額を 1, 0 0 0 万円以上より提供しておりましたが、最近の国内外市場で個人投資家による投資が拡大していることや、IT 普及を通じた金融知識の高まり、これまで以上に個人投資家の資産運用ニーズが多様化していること等を受け、より多くのお客さまに包括的な投資一任運用サービスをご利用いただけるよう、当初ご契約可能金額を 1, 0 0 0 万円から 3 0 0 万円に引き下げることにいたしました。

この改定にあわせ、お客さまに分かり易く、また、親しみをもっていただけるよう、商品名も「SMB C ファンドラップ」という名称に、「マイ・パイロット」という愛称を追加します。

三井住友銀行と SMB C 日興証券は、今後もお客さまに、より一層価値あるサービスを提供して参ります。

以 上

<SMB Cファンドラップ「マイ・パイロット」商品概要>

| 項目 | サービス概要 |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商品名 | SMB Cファンドラップ |
| 愛称 | マイ・パイロット |
| 当初契約金額 | 300万円以上、100万円単位 |
| 契約期間 | 1年間（1年ごとの自動延長） |
| 特長 | <p>(1) お客様の投資性向・リスク許容度等を踏まえた、お客様に合った資産配分をご提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様への質問・回答結果を分析し、お客様一人ひとりに合った資産配分に関する具体的なポートフォリオをご提案いたします。 <p>(2) 専門のポートフォリオ・マネージャーによる投資一任運用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の投資方針に沿った資産配分に基づき、SMB C日興証券の運用担当者（ポートフォリオ・マネージャー）が、お客様からお預かりした資産を日々管理するとともに、運用成果を向上させるために市場動向に応じ資産配分の調整を実施します。 <p>(3) SMB Cファンドラップ専用ファンドによる運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資一任運用の投資対象としてSMB Cファンドラップ用に厳選したファンドで運用します。 <p>(4) 四半期毎の運用報告書による運用状況の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お預かりした資産の運用状況について、四半期毎に報告書をお客様にお送りいたします。運用報告書には、運用の経過・運用状況の推移及び今後の運用方針や見通し等を記載いたします。 <p>(5) 損失額の限定機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産総額が、お客様があらかじめ指定した金額（ロスカット・ポイント）を下回った場合、自動的に契約を解除（全額解除）するロスカット・ルールを選択可能です。 <p>(6) 複数の手数料体系を準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約時に申込手数料を頂きません。運用が開始されたのち、お客様の純資産総額に応じて報酬を頂きます。報酬体系は運用成果にかかわらず基本報酬のみの「固定報酬型」と、基本報酬に加え、運用成果によって発生する場合があります成功報酬を併用する「成功報酬併用型」（基本報酬＋成功報酬）の2種類よりお選びいただくことが可能です。 |

【SMBCファンドラップに関する留意点】

- SMBCファンドラップは、SMBC日興証券が提供する投資一任運用サービスです。
- SMBCファンドラップは、三井住友銀行のサービスではありません。SMBCファンドラップをご利用いただくにあたって、お客さまとSMBC日興証券との間で投資一任契約を締結していただきます。
- 三井住友銀行はSMBC日興証券との契約に基づきSMBC日興証券の代理人としてお客さまと投資一任契約の締結の代理をいたしますが、契約の相手方は三井住友銀行ではなくSMBC日興証券となります。
- SMBCファンドラップは預金ではありません。
- SMBCファンドラップは預金保険の対象ではありません。預金保険については、三井住友銀行の窓口までお問い合わせください。
- SMBCファンドラップは、ご利用に際して法定後見制度を適用してのお取扱ができませんのでご注意ください(ご契約期間中に法定後見制度が適用開始となった場合を除く)。
- SMBCファンドラップをご利用中に、お客さまについての相続の発生により、所定の書面の提出を受け、SMBC日興証券にて確認された場合、SMBCファンドラップは自動的に解約され、現金化されます。その際、運用状況により、元本割れとなることがあります。
- SMBCファンドラップは、ご利用に際してお客さまのお借入資金を原資としたお取扱ができませんのであらかじめご了承ください。
- SMBCファンドラップのご提供にあたっては、SMBC日興証券に「金融商品仲介専用の証券総合口座」を開設していただく必要がありますので、三井住友銀行がお取り次ぎいたします。また、三井住友銀行に普通預金口座を開設していただくことが必要です。
- SMBCファンドラップのご契約に先立って「SMBCファンドラップ契約締結前の書面」および「金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約締結前交付書面に係る変更書面」をお渡ししますので、内容をよくご確認のうえ必ずご自身でご判断ください。
- ご契約いただく際には、「SMBCファンドラップ投資一任契約に関する約諾書」「SMBCファンドラップ口座約款」および「SMBCファンドラップサービス内容説明書」等で必ず内容をご確認ください。また、「SMBCファンドラップ・シリーズ投資信託説明書(交付目論見書)」「日興MRF(マネー・リザーブ・ファンド)投資信託説明書(交付目論見書)」も必ずご確認ください。これらの書面は三井住友銀行本支店等にご用意しています。ご契約締結後には、遅滞なくSMBC日興証券から「契約締結時(契約変更時)の書面」を郵送させていただきますので、ご契約内容と相違ない

かご確認ください。

○クーリングオフ制度は投資一任契約には適用されません。したがってSMBCファンドラップにはクーリングオフ制度は適用されません。

【リスクについて】

○SMBCファンドラップは、運用対象となる投資信託（以下、「ファンド」といいます）を通じて、日本、米国、欧州諸国、エマージング諸国等の株式・債券、国内外のREITおよびコモディティ等の値動きのある有価証券等に実質的に投資を行います（お客さまのご要望により一部のファンドへの投資を行わないことも可能です）。組み入れた株式や債券等の市場環境の変化による価格変動や、株式および債券の発行者の倒産や財務状況の悪化等の信用状況の変化による価格変動等により、ファンドの基準価額が変動し、その結果お客さまの運用資産も変動します。また、ファンドが組み入れた外貨建て資産（ドル建て、ユーロ建て、その他各種通貨建て）については、市場環境の変化等により変動する為替相場の影響を受けることになります。したがって、ファンドは投資元本が保証されるものではなく、元本割れとなることがあります。また、投資一任契約に基づく運用による損益はすべてお客さまに帰属いたします。そのため、運用結果によってはお客さまが損失を被り、または投資元本を割り込むおそれがあります。

【費用について】

○SMBCファンドラップは、ご契約時点での申込手数料はいただきません。お客さまの純資産総額に応じて、定期的に報酬をお支払いいただきます。報酬体系は次の2種類からお選びいただけます（くわしくは「SMBCファンドラップサービス内容説明書」をご覧ください）。

1. 固定報酬型・・・お客さまの純資産総額に応じて基本報酬率（上限年間2.1%〈消費税込〉〈以下、料率はすべて税込表示です〉）をもとに計算した基本報酬額を、原則として四半期ごとにお客さまの運用資産からお支払いいただきます。
2. 成功報酬併用型・・・基本報酬に加えて、運用成果に応じて成功報酬が発生する場合があります。基本報酬率（上限年間1.575%）をもとに計算した基本報酬額を、原則として四半期ごとにお支払いいただくことに加え、原則として1年間の運用で一定の利益が出た場合、その利益に対して成功報酬率（一律10.5%）をもとに計算した成功報酬額を、お客さまの運用資産からお支払いいただきます。

○上記報酬以外に各ファンドに係る信託報酬、有価証券等の売買手数料、信託事務の処理等に要する諸費用（監査報酬を含みます）をファンドの信託財産から間接的にご負

担いただきます。

- ファンド・オブ・ファンズ形式で運用されるファンドについては、投資対象として組み入れる投資信託（以下、「サブ・ファンド」といいます）に係る信託報酬等の諸費用を別途ご負担いただきます。また、サブ・ファンドの一部においては信託財産留保額が設定されているものがあり、換金にあたっては（リバランス時も含みます）当該信託財産留保額をファンドの信託財産から間接的にご負担いただきます。
- SMB Cファンドラップでは、原則として15本のファンドに投資します。それらのファンドについては、異なる信託報酬が設定されており、お客さまにご負担いただく金額は分散投資における資産配分の状況、各ファンドの時価変動によって変動するため、具体的な金額、計算方法を記載しておりませんのでご了承ください。くわしくは「SMB Cファンドラップサービス内容説明書」「SMB Cファンドラップ・シリーズ投資信託説明書（交付目論見書）」「日興MRF（マネー・リザーブ・ファンド）投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。
- SMB Cファンドラップにおいて直接的・間接的にご負担いただく費用は、上記【費用について】の各項目に記載された費用の合計額となります。ただし、前述のように信託報酬等の間接的にご負担いただく費用については、具体的な金額等を記載できないため、費用の合計額についても具体的な金額、上限額または計算方法等を記載することはできません。

株式会社三井住友銀行

登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号

加入協会 日本証券業協会

一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

SMB C日興証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号

加入協会 日本証券業協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会